

日置市湯之元駅周辺地区 バリアフリー基本構想策定 協議会

第1回

日置市役所 東市来支所 地域振興課
2024年7月17日(水)

目次

1. バリアフリー基本構想とは
2. 基本構想策定の目的
3. 湯之元駅概況
4. 湯之元駅利用状況
5. 周辺地区概況
6. 周辺施設分布状況
7. まち歩きワークショップについて
8. 今後のスケジュールについて

バリアフリー基本構想について

1. バリアフリー基本構想とは

概要

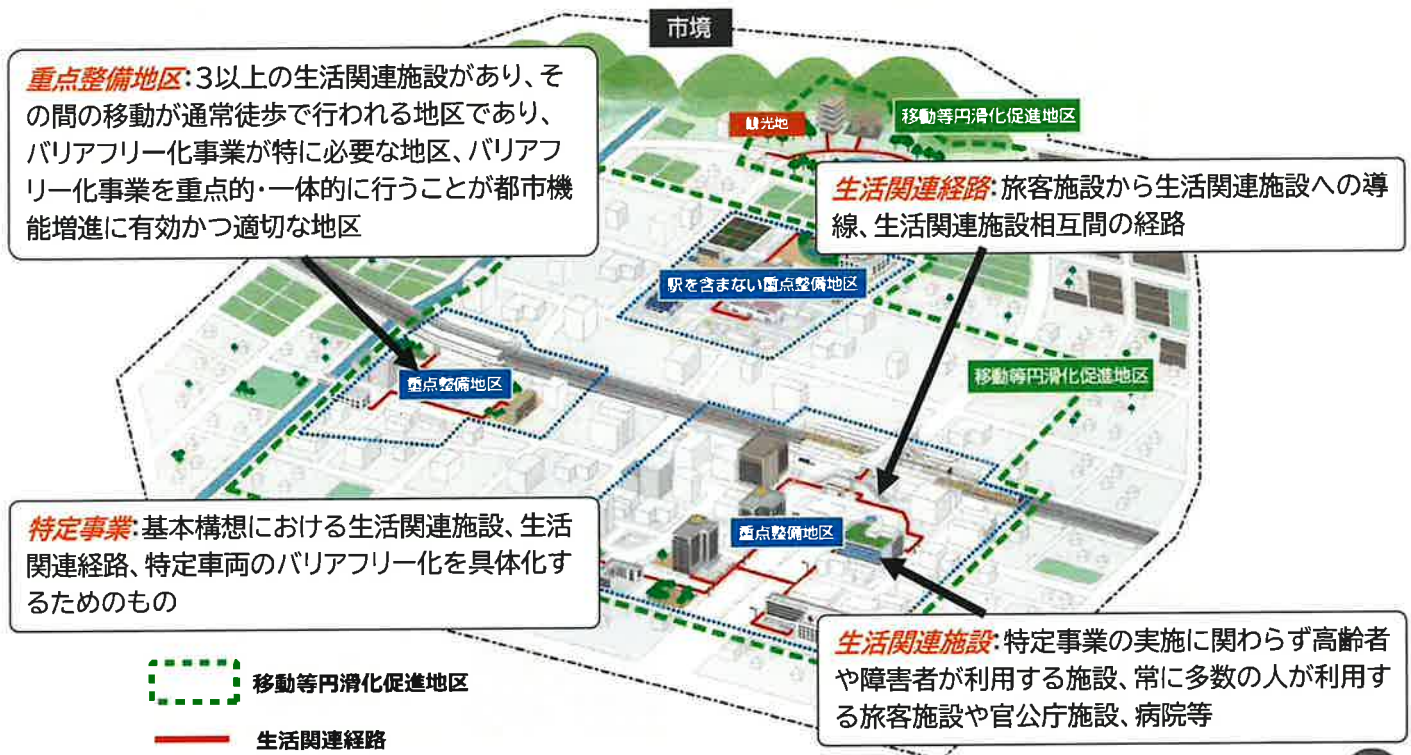
バリアフリー法に基づき、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区(「重点整備地区」)において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するものです。

目的

基本構想は既存の施設等のバリアフリー化と、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設等多様な施設(「生活関連施設」)を結ぶ経路の面的・一体的なバリアフリー化を図ることを目的とするものです。



1. バリアフリー基本構想とは



＜マスタープラン・基本構想のイメージ図＞ 出典: 令和3年ガイドライン

3

1. バリアフリー基本構想とは

(参考) バリアフリー基本構想に位置づけられる特定事業

国土交通省



✚ R2バリアフリー法改正により、従来のハード整備に関する事業に加え、新たにソフト事業を創設

教育啓発特定事業

(想定される事業)

- ・小中学校におけるバリアフリーに関する教育（バリアフリー教室）
- ・公共交通事業者における接遇の向上に向けた研修の実施
- ・バリアフリートイレ、鉄道・バスの優先席、鉄道駅等のエレベーターの適正利用に関する広報啓発の集中的な実施
- ・高齢者、障害者等が公共交通機関等を利用する際に直面する困難や必要とする支援について理解するための講演会等

【教育啓発特定事業のイメージ】

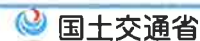


14

4

1. バリアフリー基本構想とは

教育啓発特定事業とは



- 教育啓発特定事業は、移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」を推進するため、市町村又は施設設置管理者等が行う事業で、市町村が作成する基本構想に位置づけて実施するもの。
- 令和5年度末で43の地方公共団体が、基本構想において教育啓発特定事業を位置づけ、学校連携教育事業又は理解教育啓発事業を推進している。

取組事例

学校連携教育事業

- 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業



福岡市の例

各小中学校で総合的な学習の時間や道徳科、特別活動などにおいて、心のバリアフリーにつながる授業やバリアフリー体験教室を実施



茨木市の例

障害者が講師となり、小学校へのバリアフリー出前講座を実施

理解協力啓発事業

- 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業



大東市の例

交通事業者における職員への高齢者、障害者等への理解促進と対応向上の研修の実施



札幌市の例

障害者差別解消法普及のためにフォーラムを開催し、合理的配慮の実践に関する講演や、共生社会について考えるワークショップを実施

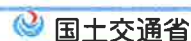
出典：令和6年6月「バリアフリー法におけるマスタープラン・基本構想について」

15

5

1. バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想作成のメリット



○ 既存施設も含めたバリアフリー整備の推進

- 特定事業を設定することにより、既存施設についてもバリアフリー整備の義務化の対象となり、バリアフリー化を推進することが可能となる。

○ 公共施設等適正管理推進事業債（ユニバーサルデザイン事業）の活用

- 基本構想に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業等については、一定の要件のもと、公共施設等適正管理推進事業債におけるユニバーサルデザイン事業の対象となる。（充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて最大50%まで引上げ））

対象事業

（総務省作成資料より）

- バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業やその他の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

<バリアフリー改修の例>

- …車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備 等

<その他のユニバーサルデザイン改修の例>

- …授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

【事業イメージ】



デジタルサイネージの整備
事業費：数十万円～数百万円（1台）



多目的トイレの整備
事業費：400万円程度



出入口の段差解消
事業費：90万円程度

○ 公共交通特定事業計画に係る地方債の特例

- 旅客施設におけるバリアフリー整備を公共交通特定事業に位置づけ、国庫補助金の交付対象となる場合に限り、当該事業に助成を行う場合に、地方財政法第5条の規定によらず、地方債の対象経費とすることができる。

○ バリアフリーマップ作成等の円滑化

- 基本構想にバリアフリーマップの作成等について明記した場合、各施設の管理者等からバリアフリー化の状況等を報告させることができ、円滑な情報収集が可能となる。

対象施設

義務：旅客施設、特定道路

努力義務：特定路外駐車場、特定公園施設、特別特定建築物

情報提供の内容

エレベーターの有無、障害者用のトイレや駐車施設の有無・数 等

○ 道路、公園等及び鉄道駅のバリアフリー化事業に対する交付金・補助金の重点配分

- 道路事業や市街地整備事業、都市公園・緑地等事業等において歩行空間の整備や公園施設のユニバーサルデザイン化を図る場合、基本構想に位置づけられた地区は、社会資本整備総合交付金等の重点配分の対象となる。
- 鉄道駅のバリアフリー化に関する補助制度について、基本構想に位置づけられた鉄道駅の事業は、補助金の補助率高上げの対象となる。

出典：令和6年6月「バリアフリー法におけるマスタープラン・基本構想について」

16

6

2.基本構想策定の目的

日置市の概況

- ・日置市は鉄道駅が3駅あり、そのうち伊集院駅、東市来駅のバリアフリー化工事がすでに完了しており、**湯之元駅のみバリアフリー化が進んでいない現状**である。
- ・日置市地域公共交通計画における住民アンケートでは「公共交通」に対する住民の改善ニーズが高くなっており、**円滑な道路交通ネットワーク網の確立**が求められている。



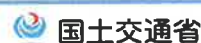
目的

幅広い世代の住民が交流することができる地域福祉の実現のため、駅などの**地域公共交通機関**だけでなく、**建築物、道路、学校等のバリアフリー化**を重点的かつ**一体的に推進することで、地域全体の「面的・一体的なバリアフリー化」**を目指す。

7

2.基本構想策定の目的

地域公共交通調査等事業（地域公共交通バリアフリー化調査事業）



高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づく移動等円滑化促進方針及び基本構想（※）の策定に要する調査経費を支援。

※バリアフリー法の改正により、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、従来のハード整備に加え、心のバリアフリーに関する特定事業（教育啓発特定事業）を創設。公共交通特定事業（ハード整備）と併せて教育啓発特定事業（ソフト対策）を基本構想に位置づけ、ハード・ソフト一体となったバリアフリー化を推進する市町村を支援。

地域公共交通バリアフリー化調査事業（移動等円滑化促進方針策定事業、基本構想策定事業）

○補助対象者：市町村（ただし、バリアフリー法第24条の4第1項又は第26条第1項に規定する協議会の構成員）

○補助対象経費：地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針又は基本構想（※）の策定に必要な調査経費

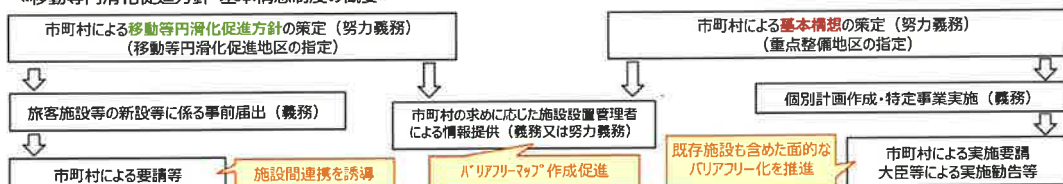
- ・協議会開催等の事務費
- ・地域のデータの収集・分析の費用
- ・住民・利用者アンケートの実施費用
- ・専門家の招聘費用
- ・短期間の実証調査のための費用 等

※基本構想については、公共交通特定事業（ホームドアの設置、ノンステップバスの導入等）に加え、心のバリアフリーに関する教育啓発特定事業（公共交通の利用疑似体験等）を位置づけ、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化を目指すものに限る。

○補助率：1/2（上限500万円）



「移動等円滑化促進方針・基本構想制度の概要」



※参考資料

『移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン』
『交付要綱・実施要綱』

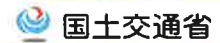
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000012.html
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html

3

8

2. 基本構想策定の目的

鉄道駅総合改善事業(次世代ステーション創造事業)



目的

駅空間の質的進化を目指し、まちとの一体感があり、全ての利用者にやさしく、分かりやすく、心地よく、ゆとりある次世代ステーションの創造を図るため、駅改良と併せて行うバリアフリー施設、駅空間高度化機能施設の整備に対して支援する。

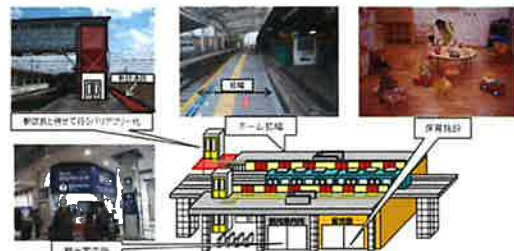
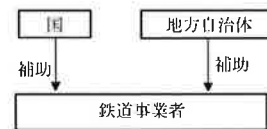
事業メニュー

駅改良、駅改良と併せて行うバリアフリー施設及び駅空間高度化機能施設の整備を支援

- 駅改良
 - ・ホーム・コンコースの拡幅等による安全性・利便性向上
 - ・跨線橋や人工地盤等の整備
- バリアフリー化
 - ・バリアフリー施設(エレベーター、ホームドア、バリアフリートイレ等)の整備
- 駅空間高度化機能施設の整備
 - ・生活支援機能施設(保育所、病院等)
 - ・観光案内施設(観光案内所、手荷物預かり所等)

補助スキーム

- ① 地方自治体、鉄道事業者、地方運輸局等からなる協議会において整備計画を策定
- ② 整備計画に基づき、鉄道事業者が駅改良やバリアフリー施設、生活支援機能施設等の整備を実施



補助率

〔国〕補助率1/3以内

※バリアフリー基本構想に位置付けられた鉄道駅のバリアフリー施設整備については、補助率1/2以内。

〔地方〕国と同等以上

出典: 令和5年5月「マスタープラン・基本構想に関する補助予算について」

9

9

3. 湯之元駅概況



10

4.湯之元駅利用状況

駅の1日あたりの乗車人員は減少傾向にあり、267人程度

内訳は学生が70%、一般が20%、高齢者が5%、その他観光客等が5%となっている。※駅管理業務委託業者への聴き取り結果より

乗車人員推移(1日当たり)

年度	乗車人員
2018年度	363人/日
2019年度	359人/日
2020年度	265人/日
2021年度	246人/日以下
2022年度	267人/日以下

※JR九州公表の駅別乗車人員上位300駅より算出。2021年度以降、湯之元駅は上位300位に含まれないため、300位の値を参考として記載

11

5.周辺地区概況

駅周辺には、湯之元球場や総合運動公園、B&G海洋センターなどの**スポーツ施設**のほか、鹿児島県消防学校や鹿児島中央家畜保健衛生所、**金融機関や病院、福祉施設が点在**している。このうち福祉施設では、病床数100を超える病院が1カ所ある。

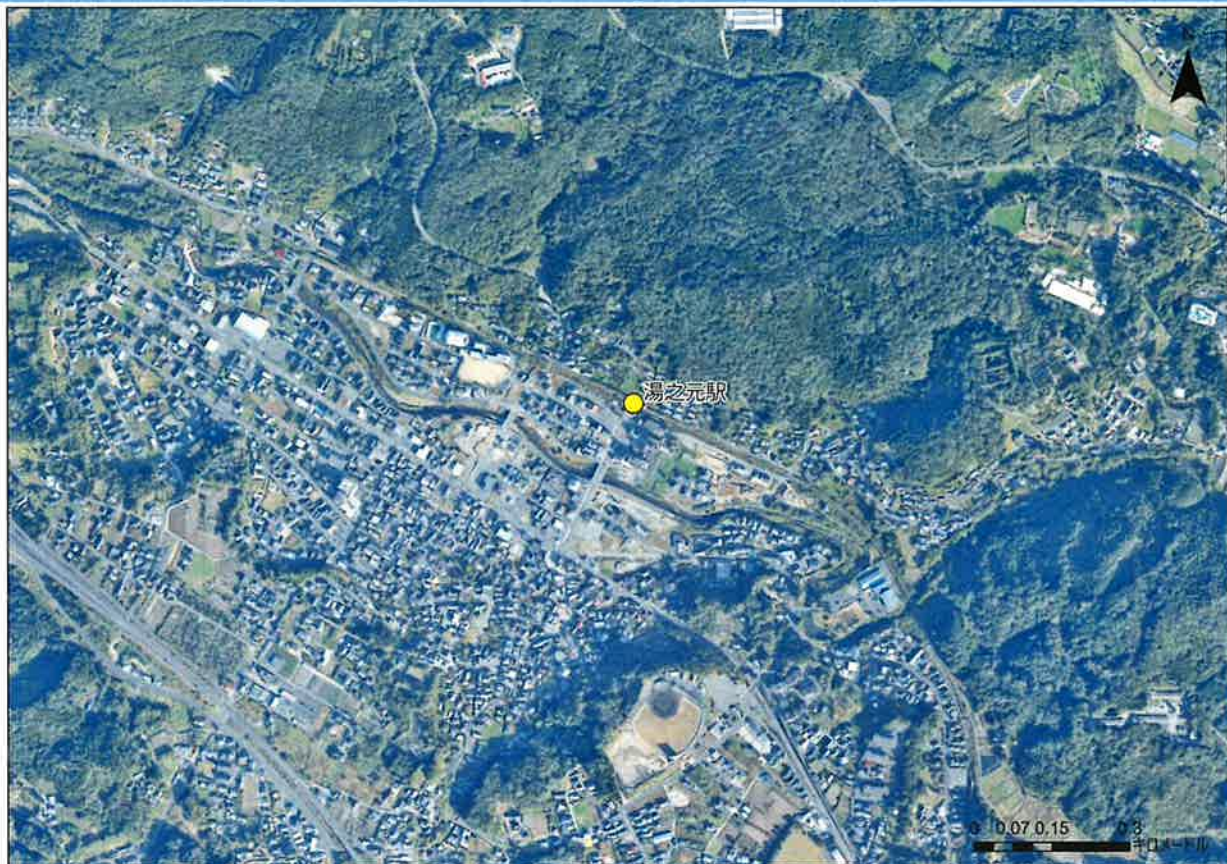
また、一帯は古くから湯治場として知られ、現在、**5つの温泉宿、9か所の温泉施設**が営業している。

交通機関の状況については、鹿児島交通が運行する**路線バス**や市内の交通会社4社が運行する**乗合タクシー**が地域公共交通を支えている。



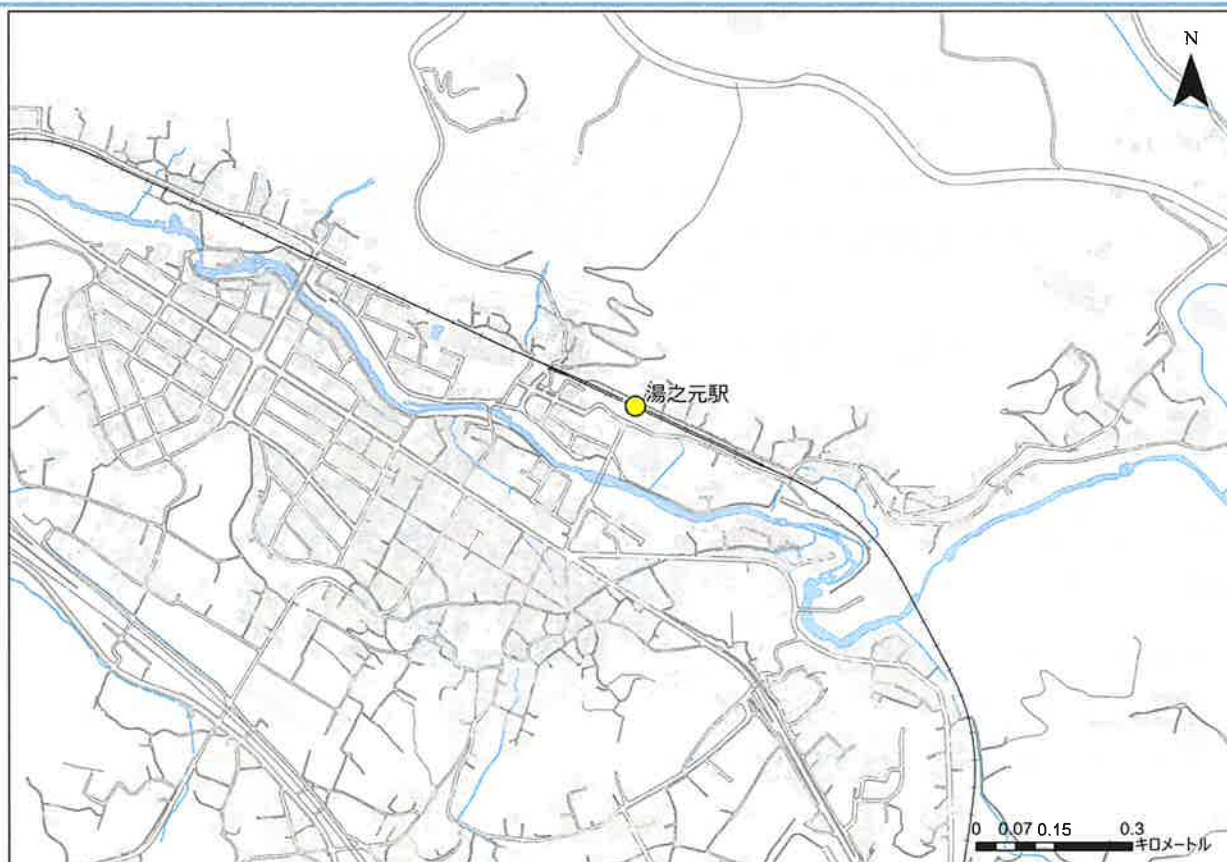
12

6.周辺施設分布状況(駅)



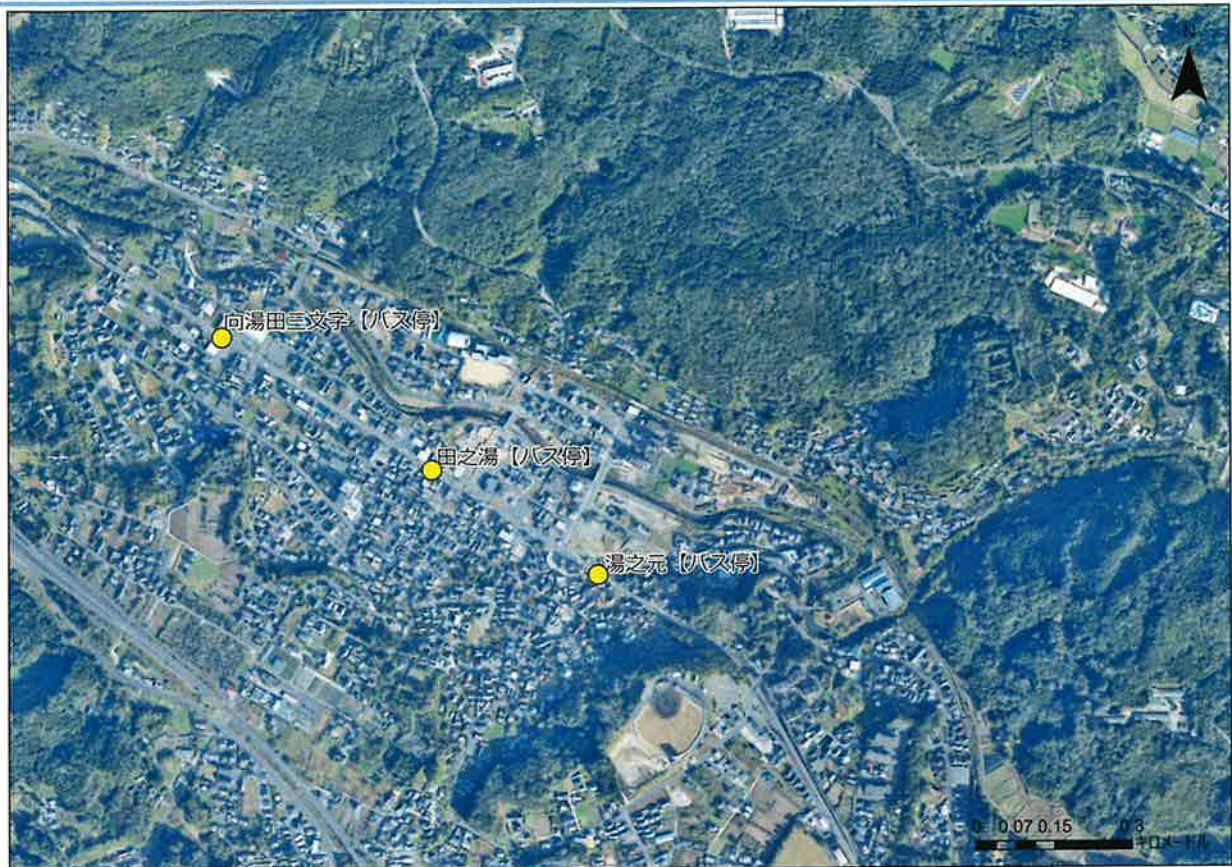
13

6.周辺施設分布状況(駅)



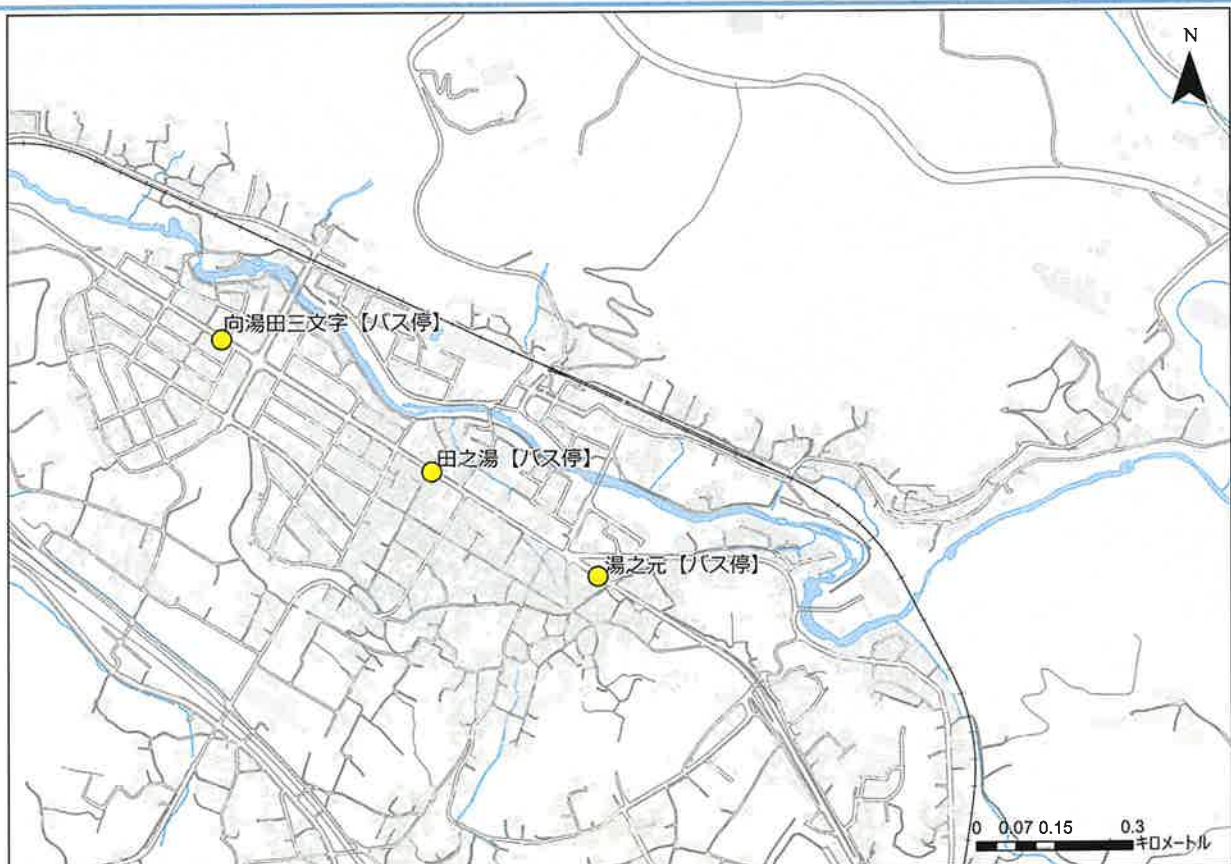
14

6. 周辺施設分布状況(バス停留所)



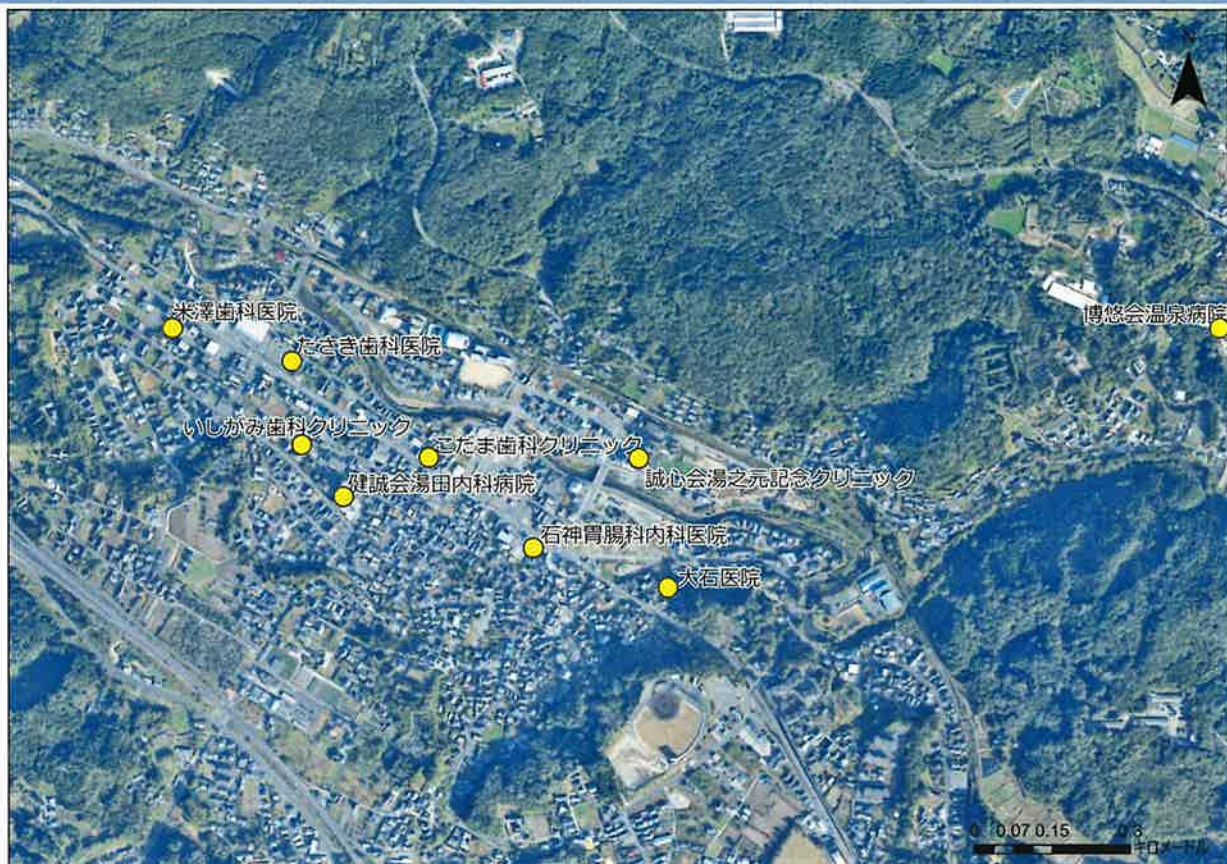
15

6. 周辺施設分布状況(バス停留所)



16

6.周辺施設分布状況(医療機関)



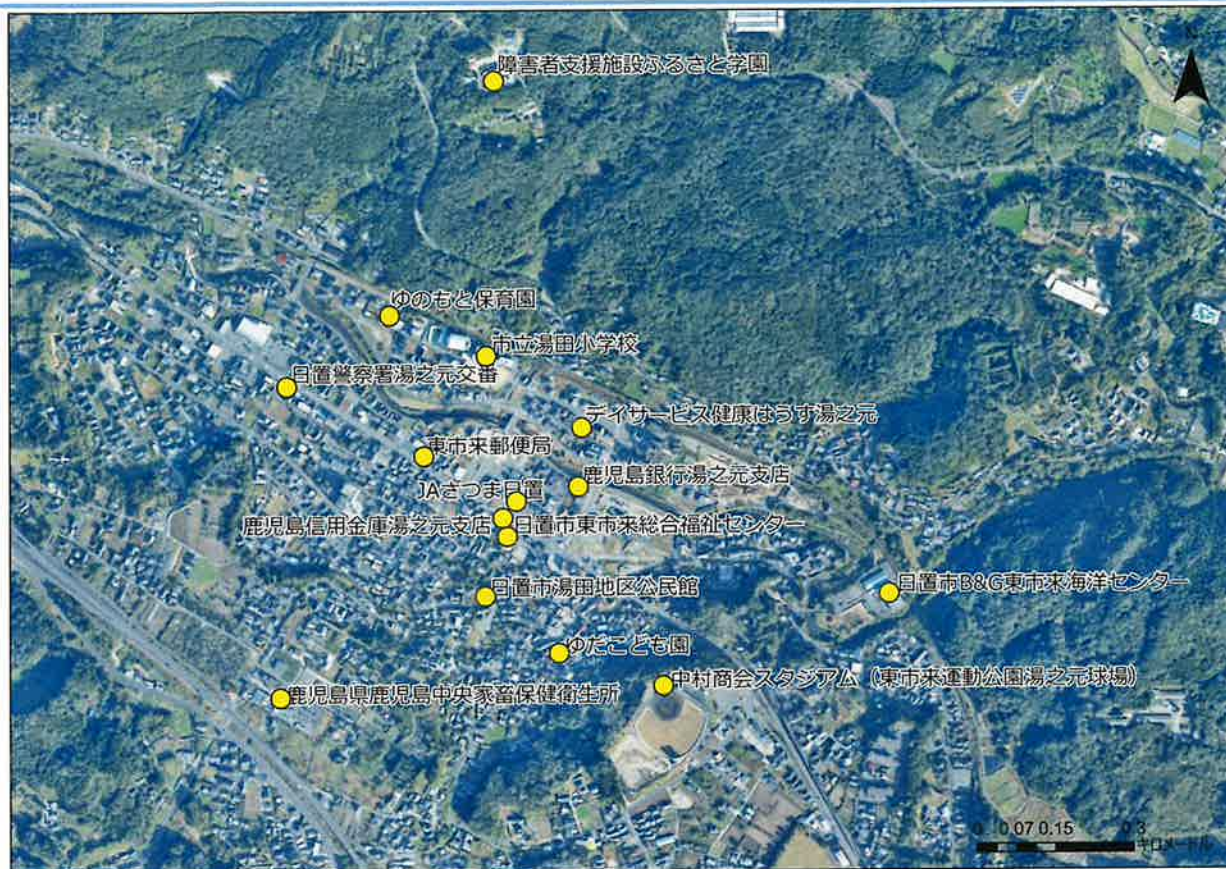
17

6.周辺施設分布状況(医療機関)



18

6. 周辺施設分布状況(公的施設)



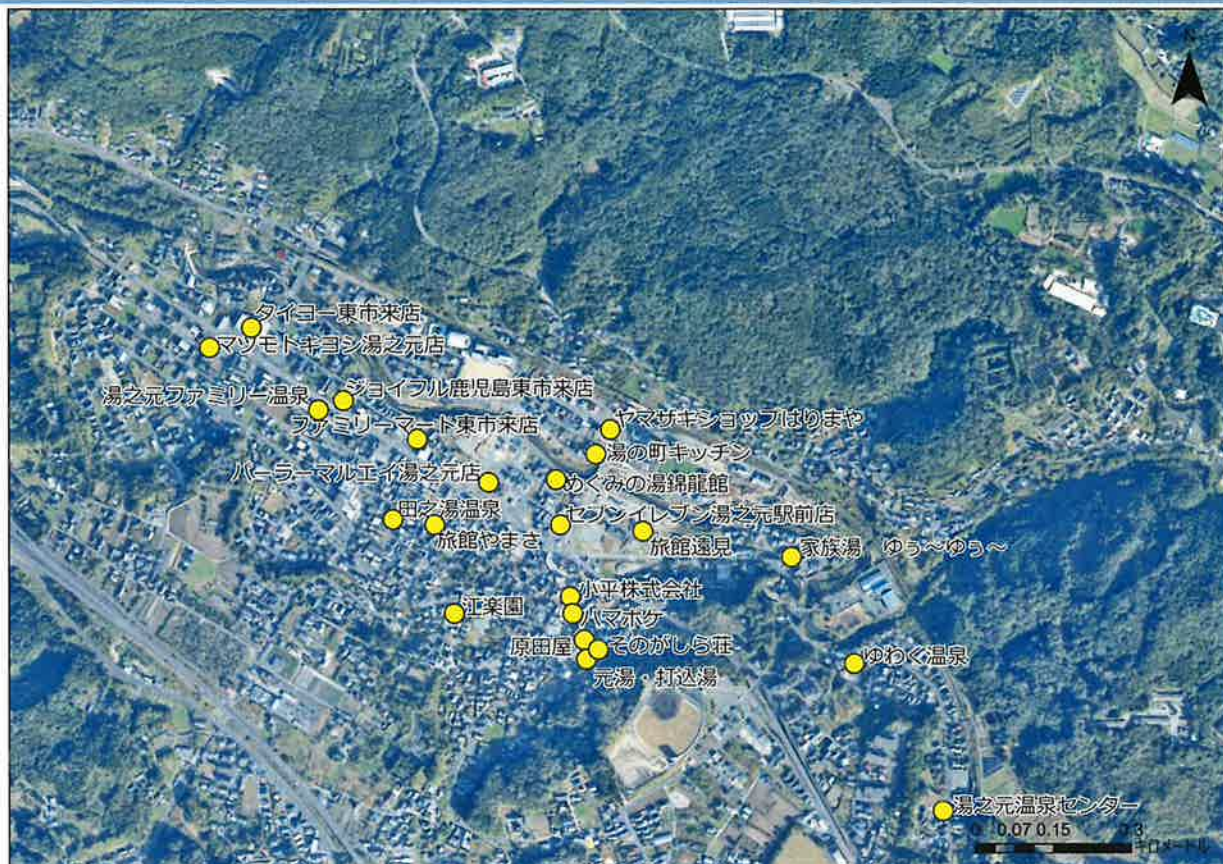
19

6. 周辺施設分布状況(公的施設)



20

6.周辺施設分布状況(集客施設)



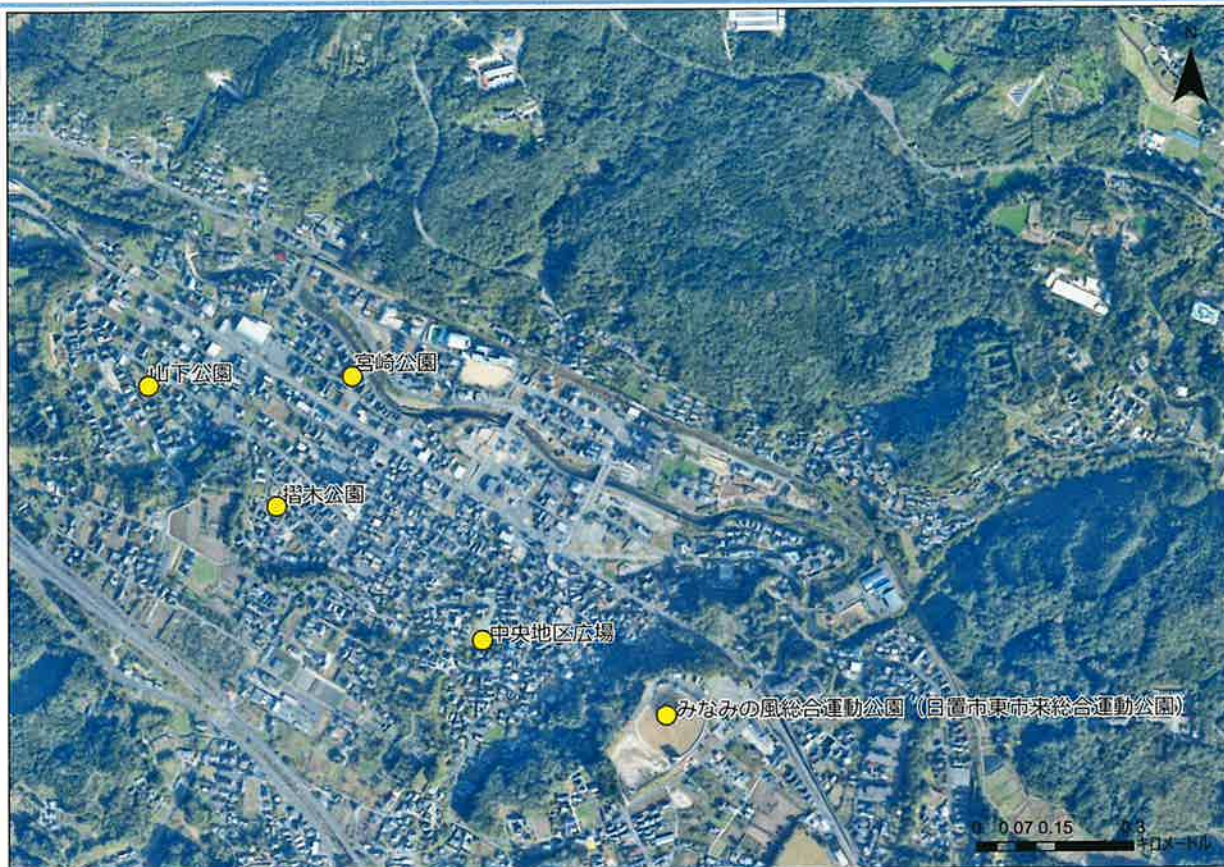
21

6.周辺施設分布状況(集客施設)



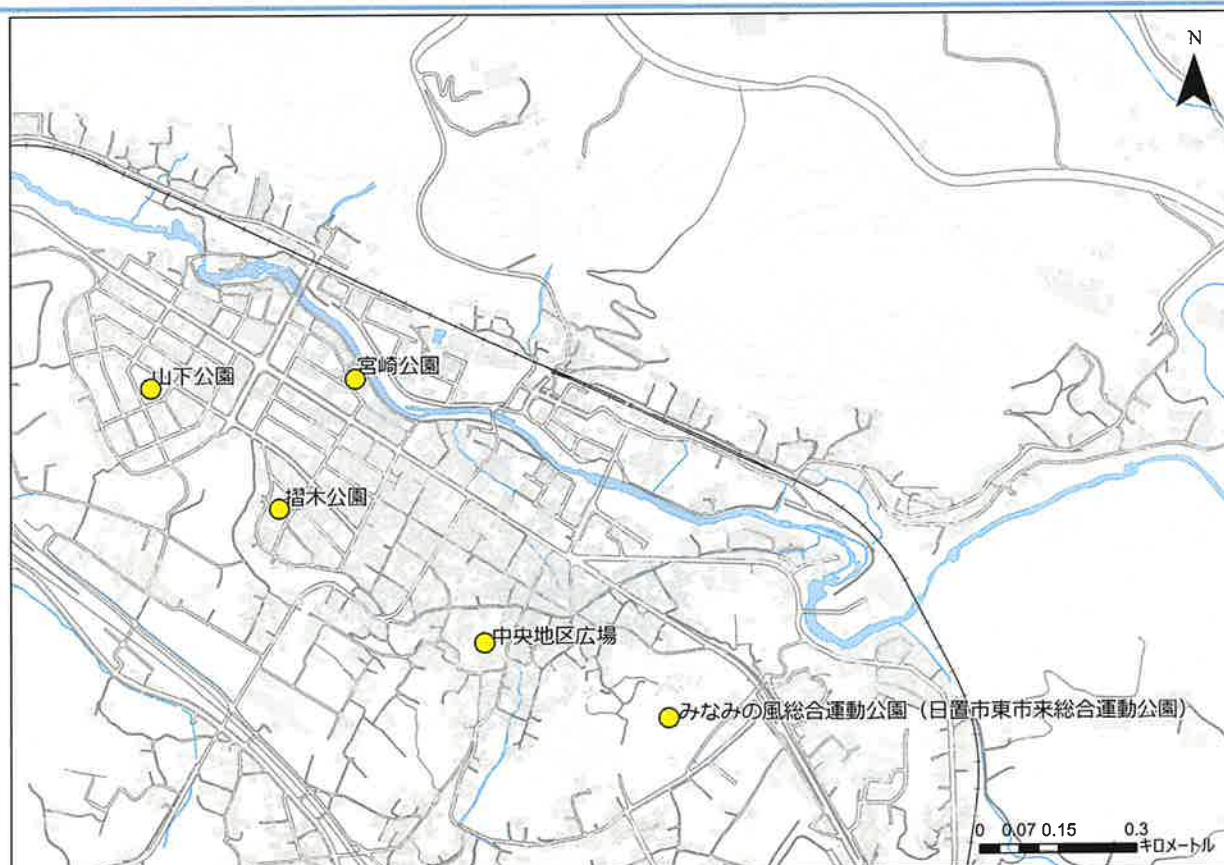
22

6.周辺施設分布状況(都市公園)



23

6.周辺施設分布状況(都市公園)

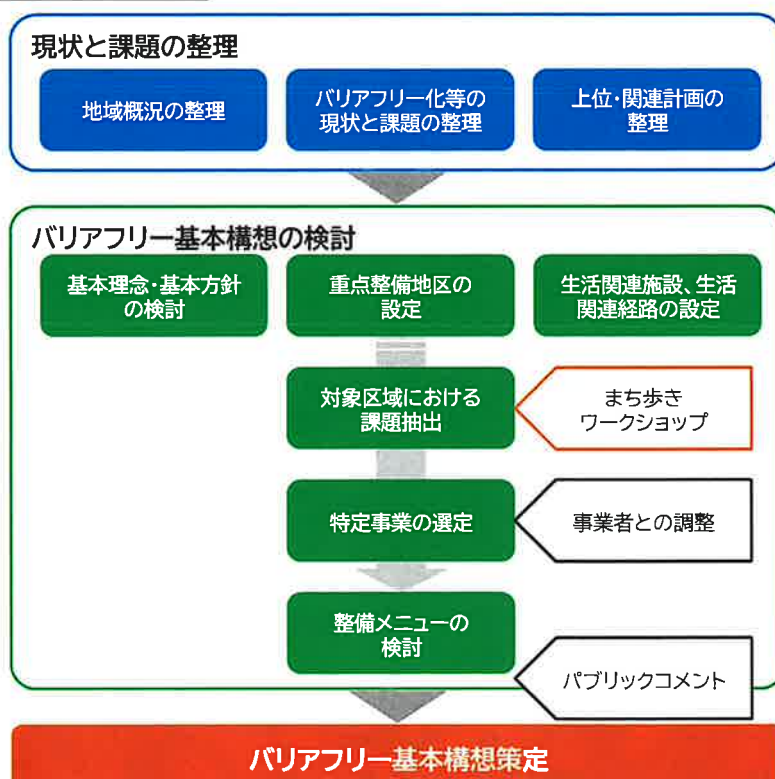


24

まち歩きワークショップについて

7. まち歩きワークショップについて

基本構想策定のフロー



7.まち歩きワークショップについて

目的

市民・当事者の立場から現地確認を行い、湯之元駅周辺地区における**バリアフリーに関する現況や課題を把握**する。

また、現地で発見された課題や意見等を整理することで**基本構想策定に反映**させることを目的とする。

まち歩きワークショップの実施

現況・課題の把握

課題の整理(種類、地区、緊急度等)

基本方針、重点整備地区に反映

施策の検討、バリアフリー基本構想策定

26

7.まち歩きワークショップについて

参加者

- 協議会委員
- 事務局 等

まち歩きの様子



出典:秋田市HP

実施方法

- チェックシートを見ながら、点検ルートの歩道や交差点、バス停等とあわせて、駅舎や駅前広場のバリアフリー化に関する現況や課題を確認し、気になった点や意見をチェックシートに記入する。
- 現地点検終了後に、班ごとに確認した課題や意見等をまとめる。

27

7.まち歩きワークショップについて

チェック項目(駅)

- 改札の幅
 - 券売機の仕様
 - 案内設備
 - 通路の幅、舗装材、誘導ブロック等
 - プラットホームの案内設備
 - 階段の形状、手すり、点字、仕上げ等
 - トイレの仕様、案内表示
- など

出典:「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」

湯之元駅周辺地区バリアフリー基本構想
まち歩きワークショップ

JR湯之元駅 チェックシート		班:	氏名:	
チェック項目	ガイドライン	状況	現状	点検して感じたこと
改札等				
改札の幅	有効幅90cm以上の拡張改札口を1つ以上ある	☐ はい ☐ いいえ	☐ 団体専用改札(200cm以上)がある	
券売機	車椅子対応設備がある	☐ はい ☐ いいえ	☐ 駅員常駐 ☐ インターホン	
案内設備	案内所が設置されている	☐ はい ☐ いいえ	☐ 案内看板あり	
	駅舎総合案内板が触知案内板である	☐ はい ☐ いいえ	☐ 音声あり ☐ 音声なし	
通路				
幅	120cm以上である	☐ はい ☐ いいえ		
舗装材	滑りにくい仕上げである	☐ はい ☐ いいえ		
誘導ブロック	青色または容易に認識できる色誘導ブロックが敷設されている(点状・線状)	☐ はい ☐ いいえ		
明るさ	高齢者や弱者の移動等円滑化に配慮し、十分な明るさが確保されている	☐ はい ☐ いいえ		
段差	やむを得ず段差を設ける場合、結核路が設置されている	☐ はい ☐ いいえ		
手すり	可能な限り設置する	☐ はい ☐ いいえ		
空中突出物	床から2m程度の高さまでの間に天井、壁から突出物を設けない(やむを得ない場合、高さ110cm以上の横の設置や温入防止策を講ずる)	☐ 空中突出物無し ☐ 侵入防止策あり		
プラットホーム等				
案内設備	電報接近の音声、案内設備の設置されている	☐ はい ☐ いいえ	☐ 音声案内のみ ☐ 案内設備のみ	
転落時の安全確保	転落時の安全確保措置として、緊急ボタン等が設置されている	☐ はい ☐ いいえ		

28

7.まち歩きワークショップについて

チェック項目(建築物)

- 廊下、経路
 - 階段
 - 傾斜路(スロープ)
 - トイレ
 - 敷地内の通路
 - 駐車場
 - 標識、案内設備
 - 交差点、信号機の仕様
- など

湯之元駅周辺地区バリアフリー基本構想
まち歩きワークショップ

建築物 チェックシート		班:	氏名:	
チェック項目	ガイドライン	状況	現状	点検して感じたこと
施設等(一般基準)				
廊下等	表面は滑りにくい仕上げであるか 点状ブロック等が敷設されているか(階段又は傾斜路の端部に近接する部分)	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	
階段	手すりを設けているか(踊り場を除く) 表面は滑りにくい仕上げであるか 段は識別しやすいものか 段はつまづきにくいものか 点状ブロック等が敷設されているか(階段の端部に近接する踊り場の部分) 主な階段を回り階段としていないか	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	
傾斜路	手すりを設けているか 表面は滑りにくい仕上げであるか 前後の廊下等と識別しやすいものか 点状ブロックが敷設されているか(傾斜路の端部に近接する踊り場の部分)	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	
便所	車いす使用者用便所を設けているか(1以上) 洗脚便座、手すり等が適切に配置されているか 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか 水洗器具(オストメイト対応)を設けた便所を設けているか(1以上) 床面式の小便器、壁掛式小便器(受け口の深さが35cm以下のものに限定)その他これらに類する小便器を設けているか	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	
敷地内の通路(段がある部分)	表面は滑りにくい仕上げであるか 手すりを設けているか つまづきにくいものか	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	
(傾斜路)	手すりを設けているか 前後の通路と識別しやすいものか	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	

29

出典:「建築物移動等円滑化基準チェックリスト」

7.まち歩きワークショップについて

チェック項目(道路)

- 歩道の幅
 - 舗装の仕上
 - 勾配
 - 縁石
 - 誘導ブロック
 - 案内標識
 - トイレの仕様、案内表示
- など

湯之元駅周辺地区バリアフリー基本構想
まち歩きワークショップ

班: _____ 氏名: _____

チェック項目	ガイドライン	状況	点検して感じたこと
歩道幅員	有効幅員が3.5m(歩行者交通量の多い道路)、2.0m(その他の道路)※やむを得ない場合は当分の間1.5mとすることができる	☐ 3.5m ☐ 2.0m ☐ 1.5m ☐ 1.0m ☐ 1.0m以下 ☐ 通行の支障となる電柱、樹木、車止め等がない	この歩道は、歩行者の安全を確保するために、幅員が2.0m以上であることが必要である。
舗装	雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造(透水性舗装)である 平坦で滑りにくく、水はけの良い仕上がりである	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	
勾配	横断方向1%以下(やむを得ない場合は2%以下) 縦断方向5%以下(やむを得ない場合は8%以下)	☐ はい ☐ いいえ (横断勾配 %) ☐ はい ☐ いいえ (縦断勾配 %)	
歩道等と車道等の分離	車道もしくは車道に接続する箇所がある場合、路肩又は自転車道に接続して縁石がある 歩道等に設ける縁石の車道等に対する高さは15cm以上である	☐ はい ☐ いいえ ☐ はい ☐ いいえ	
高さ	歩道等の車道等に対する高さは、5cmである。	☐ はい ☐ いいえ	
誘導ブロック	黄色または容易に認識できる色誘導ブロックが敷設されている(点状・線状)	☐ はい ☐ いいえ	
案内標識	必要な箇所には、高齢者、障害者等が使いやすい位置に、必要な施設の案内標識がある	☐ はい ☐ いいえ	
その他特記事項			

出典:「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」

30

7.まち歩きワークショップについて

当日の予定(タイムスケジュール)

時間	内容
8:50	東市来総合福祉センター 集合
9:00~9:20	事前説明
9:20~11:10	まち歩き(現地点検)
11:15~12:15	意見交換・ワークショップ・まとめ
12:15	解散

31

今後のスケジュールについて

8. 今後のスケジュールについて

期間	内容	場所
2024年7月17日(火)	初回協議会←本日	下野建設文化ホール (日置市東市来文化交流センター)
8月	基本構想の検討	
10月9日(水)	まち歩きワークショップ (第2回協議会)	日置市東市来総合福祉センター
11月	基本構想(案)作成	
11月19日(火)	第3回協議会	下野建設文化ホール (日置市東市来文化交流センター)
2025年1月	パブリックコメント	
2月12日(水)	第4回協議会	下野建設文化ホール (日置市東市来文化交流センター)